貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和２年１０月)

１０月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社ケイ・アール・ディ（法人番号４４３０００１０３６３５１）　代表者黒田信久	北海道石狩市花川南５条３丁目５１番地	本社営業所	北海道石狩市花川南５条３丁目５１番地	R2.10.5	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他６件	令和２年９月１７日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。７件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）点検整備記録簿等の記載義務違反（安全規則第３条の２）、（３）点呼の記録事項義務違反（安全規則第７条第５項）、（４）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第８条）、（５）運行記録計による記録義務違反（安全規則第９条）、（６）事故の記録義務違反（安全規則第９条の２）、（７）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第６０条第１項）	０	０
2	有限会社開陽総業（法人番号８４３０００２００４６２６）　代表者櫻田磨彦	北海道札幌市厚別区もみじ台北５丁目７番１１号	本社営業所	北海道札幌市厚別区もみじ台北５丁目７番１１号	R2.10.19	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他１件	令和２年９月２４日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第８条）	０	16
	以下余白									